

FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議構成員 殿 事務連絡  
平成26年5月26日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策企画課  
犯罪収益移転防止対策室長

FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議(第6回)・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会(第4回)合同会議の開催について

標記の会議を下記のとおり開催することとなりましたので、ご連絡いたします。

記

1 日時

平成26年5月29日(木) 午後2時00分から午後3時00分までの間

2 場所

中央合同庁舎第2号館地下1階 警察庁第7会議室

3 出席者

別紙1「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について(案)及び別紙2「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会(案)」の構成員(代理可)

4 議事次第(案)

- 連絡会議及び分科会の改組について
- リスク評価書(案)について
- 今後の作業項目について
- 意見交換・質疑応答

5 その他

会議準備のため、出席予定の構成員及び随行者を平成26年5月27日(火)までに下記連絡先までご連絡をお願いします。

(連絡先)

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策企画課  
犯罪収益移転防止対策室  
係長 [REDACTED]  
電話 03-3581-0141 (内線 [REDACTED])  
メール [REDACTED]



FAITF勧告実施に関する関係省庁連絡会議(第6回)・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に  
 関する分科会(第4回)

合同会議(5月29日(木) 14:00~15:00) 出席者登録票

省庁名	所属・役職(代理の場合はその旨)	氏名	所属会議の別 (連絡会議or分科会)
法務省	大臣官房秘書課国際室 法務専門官 (代理)	川尻 美希	連絡会議・分科会
法務省	大臣官房秘書課国際室 係員	長谷川 兼喜	随行員
法務省	刑事局・局付(刑事局国際課長・刑事局国際刑事企圖官代理)	石田 良	連絡会議・分科会
法務省	刑事局公安課・薬物暴力係員(刑事局公安課長代理)		連絡会議
法務省	大臣官房司法法制部司法法制課長 (代理出席:部付)	宮木 恭子	連絡会議・分科会
法務省	民事局民事第二課補佐官(民事第二課長代理)	塚野 智久	連絡会議・分科会
法務省	法務省民事局商事課 局付(商事課長代理)	磯部 慎吾	分科会
法務省	法務省民事局商事課 係長	大平直美	随行員



FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議（第6回）  
国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する  
分科会（第4回）合同会議

平成26年5月29日（木）

14:00～15:00

中央合同庁舎第2号館地下1階・警察庁第7会議室

<議事次第>

- 1 開会
- 2 連絡会議及び分科会の改組について
- 3 リスク評価書（案）について
- 4 今後の作業項目について
- 5 意見交換・質疑応答
- 6 閉会

【配布資料】

資料1 「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について（案）

資料2 「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会」  
の設置について（案）

資料3

資料4

資料5



(案)

「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について

平成17年12月22日  
関係省庁申合せ  
平成26年5月●●日改定

- 1 FATF勧告実施に関して、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の総合的な推進を図るため、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に分科会を設置する。分科会は、関係省庁の職員をもって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁、金融庁、法務省、外務省及び財務省において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別添

## 関係省庁連絡会議のメンバー

議長	警察庁	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長
	金融庁	総務企画局総務課国際室長
	法務省	刑事局国際課長
	外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長
	財務省	国際局国際機構課企画官
構成員	内閣官房	内閣参事官
	内閣府	政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）
	警察庁	生活安全局生活安全企画課長 長官官房参事官（危機管理企画担当）
	金融庁	総務企画局企画課調査室長 総務企画局開示課開示業務室長
	総務省	大臣官房企画課長 自治行政局行政課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課長 大臣官房秘書課国際室長 民事局民事第二課長
	財務省	大臣官房政策金融課長 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
	文部科学省	大臣官房国際課長
	厚生労働省	労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	農林水産省	食料産業局商品取引グループ長 経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長
	経済産業省	商務情報政策局日用品室長 商務流通保安グループ参事官 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 商務流通保安グループ消費経済企画室長 商務流通保安グループ商取引監督課長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長
	国土交通省	土地・建設産業局不動産課長 大臣官房危機管理官



---

オブザーバー

法務省 刑事局公安課長  
最高検察庁 公安部公安事務課長  
財務省 関税局調査課長  
厚生労働省 医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
証券取引等監視委員会 特別調査課長



(案)

「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会」  
の設置について

- 1 「FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の下に「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会」を置く。
- 2 分科会の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 分科会の庶務は、内閣官房及び財務省の協力を得て、警察庁において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

分科会のメンバー

議長	警察庁	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長
構成員	警察庁	生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長
	金融庁	長官官房参事官(危機管理企画) 総務企画局企画課調査室長 総務企画局総務課国際室長 検査局総務課情報・分析室長 監督局総務課国際監督室長
	総務省	自治行政局行政課長 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長
	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課長 民事局民事第二課長 民事局商事課長
	財務省	大臣官房政策金融課長 理財局国債企画課長 国際局国際機構課企画官 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
	厚生労働省	労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	農林水産省	食料産業局商品取引グループ長 経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長
	経済産業省	商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 商務流通保安グループ消費経済企画室長 商務流通保安グループ商取引監督課長 商務情報政策局日用品室長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長
	国土交通省	土地・建設産業局不動産課不動産指導室長 土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長
-----		
オブザーバー		
	内閣官房	内閣参事官
	法務省	大臣官房秘書課国際室長 刑事局国際刑事企画官
	外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長